

第 3 節 基準の特例

（基準の特例）

第 35 条の 3 この章（第 31 条、第 32 条の 7 及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準の特例を規定したものである。

本条の適用により、予想しない貯蔵及び取扱い状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなるが、特例基準の適用の前提として具体的な環境条件、代替措置等が存することが必要であり、統一的、客観的な運用に留意すること。